

穂の国森づくりプラン（概要版）

（1999年10月1日）

穂の国森づくりの会
森づくりプラン推進部会

第1章 森の価値 森の姿

1. 森について考える

人類は森により育まれたが、森の樹上生活から地上に降りて、森の外に社会を築くことで文明に移行した。文明史は、森の利用と保全の間での葛藤に満ちている。森の利用と保全の具体的なテーマならびにバランスは、それぞれの社会で異なっている。その時代ごとの具体的な解決の方策を決定していくことこそ、私たちのつとめである。

2. 流域の森をふりかえる

日本は有数の森林国だが、つねに豊かな森に覆われていたわけではない。治山、治水の上での森の効用は古くから知られていたが、それを越える社会的圧力が加わったとき、日本の森も危機に会った。穂の国流域の80%の人工林も歴史は浅い。明治時代に入り、技術の伝播とリーダーの出現によって少しずつ林産業が広まった。

3. 流域の森はいま

戦後復興は、はげ山に植林をすることから始まった。国土保全と林業振興が一致すると考えられた時代に、広大な人工林面積が造成された。しかし、この造林地も高度成長の木材需要を満たすことができず、60年代に外材輸入が自由化されると、市場競争力に劣る国産材はシェアを急落させた。林業不振が続く中で、人工林の一部では管理放棄が進行して、経済的価値も環境的価値も低下させ、自然環境・社会環境の両面にわたって負の圧力となっている。

4. 森と林業、神話の時代

自然、社会の両面にわたって重荷になり始めた放置林を、林業的施業や管理から切り離すことが、林業にとっても、社会全体にとっても利益になる時代がやってきている。人工造林地だというだけで林業的管理を必要とする森林と扱うことは、林業に投ずるべき資金と人材を無駄にする。荒廃林・放置林については徐々に天然状態に誘導することが必要とされ、経営林については経営体力を強化するようなサポートが必要とされている。それによって一定割合の経営林については、外材と競合する中でも安定した操業を続けることが可能となる。

5. 新しい森づくりへ

流域の植生は、放置林に強度の間伐を加えながら自生状態に誘導する施業により、十分蘇生する可能性がある。またそのような転換は、何人に対しても不利益をもたらさず、むしろ関係者の肩から余分な荷物を降ろす役目を果たす。

6. 多様な価値、多様な森

戦後私たちは流域の森を産業用原材料の供給地に変えたが、産業社会の成熟は、森にもっと別の、多様な価値を求め出している。循環型社会は、自然環境エネルギーを高める森林の価値、生態系の源泉になる生物多様性を確保する森林の価値、人間の体活動に有益な役を果たす森林の価値を高めることを求め、そのための活動に経済的代価を払うことをためらわない。森林は、グローバル経済の中では、CO2の排出権取引の対象となるように新しい取引の対象となり、地域社会の中では循環型社会の需要を満たすための基盤資源となって、新しい経済的価値を持ち始める。第一には、積極的に保全すべき天然の森、第二には、林業の森、第三には、市民のさまざまな活動や生活や文化の環境を提供する森、これらの性格を帯びた森を上手に配置することを目指す。

第2章 流域社会と水源の森

1. 流域－自然と社会

流域は単に自然地理的なエリアを示すだけの概念ではない。豊川の治水・利水の歴史は、河川に人の手が加えられ、それによって社会の利益の及ぶ範囲も変化してきたことを教えている。それが流域の社会的なエリアである。穂の国は、上流部において一部天竜水系や矢作水系を含み、下流部においては渥美半島や宝飯、蒲郡までを包摂した水利用のネットワークエリアである。

2. 流域－循環型社会のコミュニティ

戦後この流域の水をめぐる最大の関心事は、豊富とはいえぬ豊川の水量によって、いかにして増大する水需要を賄うかにあった。豊川用水や水源ダムの建設などが進められ、豊川の水利用は全国屈指の高度な形態をとるに至った。このため水の供給と受益めぐる社会関係も高度化し、豊川水源基金に象徴されるように、流域全体で水源林の涵養、水源地域の振興をはかる体制が作られている。しかし上流山間地の地域社会は、さまざまな支援策によっても従来通りの方法でコミュニティを維持することが困難になっている。

それは林地の疲弊をもたらし、水問題に限っても、水源林の衰退、水質汚染、地盤沈下、海洋汚染などの打撃を与える。人間は水利用を高度化できても、水の総量を増やすことはできない。河川を中心にした水利用と水管理は、流域の水循環システム全体の中で設計されなければならない。水源地域の保全管理を、山間の地域社会だけに委ねることは限界に達している以上、流域社会全体の手で水源を保全管理する体制に移行する必要がある。社会生活と自然環境が持続可能な循環を維持しうるような、広域的コミュニティの創出が必要とされている。

3. 流域の森づくり

新たな森づくりを水源地における森林の整備、放置林の別途管理から焦点をあててみる。80%の人工林の一部を、徐々に別の姿に変えながら、公益機能・環境機能を発揮できる森に変えていくことは、歴史上初めてのことである。①水源地森林のうち明らかに管理放棄されたものは、林業経営から切り離して別の保全体系に移しかえる。②所有権の取得も含めて流域共同保有の森林を設定する。③その管理保全は流域全体で責任を負い、直接の担い手にそれを信託する。④この遂行のために行政境界を越えた流域共同の意思決定システムを構築する。

4. 緑と水のための120分の1――水道料金拠出方式の提案

私たちは、この新たな水源林整備の資金を、水道料金から一定割合で拠出する方式を提案する。現在東三河19市町村の上水道使用量は年間約94,000千m³、収入は約120億円である。この内から1トンあたり1円を拠出すれば年間約9,400万円(120分の1)、トン5円なら4億7,200万円(24分の1)が確保される。豊川水源基金が実施している森林整備の「水源林対策事業」は、年間5,000万円だから、トン1円でもその2倍近い規模になる。しかも基金の事業は労働多投的な林業施業だから、これを省力型の天然誘導施業に投下すれば今とは違った局面が切り開かれる。

さらに、たとえばこの水道拠出金を水源基金に託して行くとすれば、放置林を買い取った事業者から整備施業後にこれを買って取れば、流域共同保有の水源林として蓄積される。基金の組織問題や広域行政との関係で、このほかにさまざまな方式が選択できるが、①流域一つとなった水源林整備とその森林の流域共同保有資産化②それによる森づくりの新しい事業化と人づくり③そしてそれによる水源地域の新しい活性化、という流れをつくるのが重要である。水道料金からの拠出は、自然の水供給力を高めることの対価という考えに立ち、流域全体、上下流一体で取り組むことが求められる。

第3章 穂の国の連合

1. 「森林情報センター」

流域の森づくりのランドデザインを描き、長期的な整備保全をプロデュースする組織として「森林情報センター」を提案する。放置林と経営林の分布状況、不在所有者林の境界確定、木材生産体制の再編、非林業的施業の技術的確立など、既存の行政情報だけではカバーしきれない多くの問題が存在している。

森林情報センターの組織性格としては、①流域の森全体のできるだけ正確で総合的な情報を集積している。②そのデータをもとに流域の森の総合的評価を下せる専門性を備えている。③それをもとに流域各界の求めをとりまとめてその意思を森林計画に反映させる公共性を備えている。④その計画を実施する段階での境界確認や所有移転などをサポートしうる社会的信頼性を備えている。⑤新しい森づくりを担う人材の養成能力と組織能力を備えている。⑥その全体情報を流域住民共通のものにする公開性と、事業遂行に対する社会的監督に耐えうる法的責任能力を持っている、等の要件が必要となってくる。森林組合や林業・木材業関係者、行政諸機関、住民代表や非営利団体、地域団体、学術機関などが対等の資格でパートナーシップを組む法人がその機能を担う。

2. 「広域連合」など

流域の新たな森づくりは、包括的なプログラムを必要とする。林政はもちろん、過疎対策、水源整備、河川管理、水道事業などとも密接な関連をもってくる。流域政策の諸体系との一貫性や流域住民のこの意思決定への参画も保証される必要がある。このような包括的流域政策を構想・実行するとき問題となるのは、①各市町村ごとの利害の違いをどう調整するか、②県の諸施策との関連をどう整理するか、③国の権限および各省庁ごとの縦割り事業との関係をどう扱うか、ということである。これらは決してたやすいことではないが、時代は間違いなくこのような方向に向かっている。

現行諸制度の中に、すでにこのような広域連携に対応する法整備が準備されている。特定の行政サービスを広域自治体が共同で担う「一部事務組合」や、関係自治体が所掌事務、規約、組織などを決め、広域の独自の議決・執行機関を設置する「広域連合」などがそれである。とくに広域連合は、国や県の権限の委譲を受けたり、共通政策に反する構成体に勧告を行うなどの広範な権限をもつことができ、かつ住民の直接請求や選挙やリコールが保証される点で分権と自治の新しいスタイルを備えている。これまでのところ、環境、森林、水源、河川、水を所掌事務にした広域連合が成立した例はないが、穂の国の歴史的背景などからも、流域の森の連合が望まれる。

3. 穂の国「森林祭」と「LETS 穂の国」

広域にわたる森づくりを実施するという事は、ある意味では、流域住民全体が「森の住民」となることである。域内市民が、「森の住民」でもあれば「海の住民」でもあり、「町の住民」でもあれば「田舎の住民」でもある、そのような生活のあり方が希求される。そう欲したときには誰でもが「森の住民」になれるような環境が、流域の森に整備されることを目指したい。そのための多様なフィールドを作り出すことにとりかかりたい。

穂の国には、原生林があり、人手で育成された美林があり、信仰の森があり、観光の森があり、民俗芸能の森があり、山の文化を残す森がある。このような山と森をステージにした豊かな生活シーンを流域全体の共有物にし、また日本と世界に発信してその人々をも「森の住民」として招くことを可能にしたい。

その第一幕として、穂の国森林祭(仮称)を2000年代初頭に開催することを提案する。

また上記の趣旨からこれを一過性のイベントに終わらせずに、循環型流域社会を構築するためのコミュニティ・ネットワークづくりを試みる。そのツールとしてLETS＝地域交換取引制度(通称エコマネー)を研究し、森林祭とリンクさせる構想に取り組みたい。

4. 穂の国森づくりの会

NPO法の成立にみられるように、非営利・非政府の市民ボランティア活動のセクターが、社会の責任ある構成部分になる時代を迎えている。当会もNPO法人化を含め自らの活動基盤を強化して、その一翼を担っていきたい。

産業価値を低下させて放置された森林、行政支援をもってしても管理の行き届かぬ森林、私たちはここに市民的価値による再生の光をあて、流域の誇りうる資産へとかえる諸方策を、「穂の国森づくりプラン」として提言する。